

第347回ILO理事会について

- 会期・場所：2023年3月13日～3月23日、対面形式
- 日本からの出席者
 - 政 府 側：富田大臣官房総括審議官（国際担当） 他
 - 労働者側：郷野連合参与 他
 - 使用者側：松井経団連労働法制本部参事 他

ILO理事会とは

- ILO理事会は、政労使の理事で構成され、年3回開催される。主に下記の事項について議論がなされる。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ・組織セクション | : 総会の議題、ILO事務局や組織の機能など |
| ・計画財政管理セクション | : 予算、職員問題、ILOの建物など |
| ・法令問題セクション | : 憲章に関すること、条約の報告様式など |
| ・政策設定セクション | : 活動計画や技術協力活動など |
| ・ハイレベルセクション | : ILOの戦略的な重要事項など |
| ・理事会及び総会機能作業部会 | : 理事会及び総会のあり方など |

1. 主な議題(1)：プラットフォーム経済におけるディーセント・ワーク

- ディーセントワークの達成の達成に向けて、2025年の総会で本議題を基準設定として取り扱うか、一般討議として取り扱うかについて議論が行われた。使用者側とアフリカ諸国ならびにアジアの一部の国が一般討議を希望する一方、労働者側や欧州・中南米諸国が基準設定を支持。双方の意見が折り合わず、最終的に投票となり、2025年総会において基準設定討議を行うこととなった。

2. 主な議題(2)：将来の総会議題

- 上記議題(1)において方針が決定された「プラットフォーム経済におけるディーセント・ワーク」を基準設定とするか一般討議とするかの議論のほか、「インフォーマリティからフォーマリティへの移行の革新的なアプローチ」の一般討議を実施する時期等について各グループからの意見を踏まえて議論が行われた。
- 討議の結果、「インフォーマリティからフォーマリティへの移行の革新的なアプローチ」の一般討議については2025年総会の議題となることが決まったほか、反復討議については2026年総会から新たなサイクルを開始すること等が決定された。

3. 主な議題(3) : 民主化ワーキンググループ最終報告

- 日本を含むILO常任理事国の廃止などを目指したILO改正憲章の批准促進、発効を中心とした理事会の民主化を目的とするワーキンググループの報告
- ワーキンググループの活動に留意し、1986年の憲章改正批准における進捗を歓迎し、未批准国に対して批准を求める等の決定事項案に対し、アフリカグループより憲章改正の発効まで毎年3月及び11月理事会において事務局から状況報告を行う旨修正案が提出され、当該修正案も含めて決定事項案が採択された。

4. 主な議題(4) : 2024-25年ILO計画・予算案

- 昨年11月の理事会で行われた2024-25年ILO計画・予算案にかかる議論の内容を踏まえて、事務局より提示された2024-25年の計画・予算案について議論が行われた。
- 前予算期から実質0.2%増、名目4.6%増の予算案が提示されたところ、特に政府グループからコスト削減を求める発言があり、最終的に実質±0%、名目3.8%に削減された。
- 前回理事会から議論が継続していた性的指向・性自認の記載については、今理事会においてもアフリカ地域及びOIC諸国が反発する一方、EU、北中南米、等は性的少数者の人権を重視すべき立場を取り、最終的に投票に至った。
- 投票の結果、事務局作成の原案が採択され、本年6月の第111回ILO総会に付託されることとなった。

5. 主な議題(5) : 監督システムの強化に関するワークプラン: 法的確実性を確保するための更なる措置に関する提案

- 労使、政府間での見解の相違が続いている87号条約の解釈（同条約の保護対象にスト権が含まれるかどうか）について、こうした条約の解釈に係る紛争の解決手法（国際司法裁判所への付託及び内部審判制度）について議論が行われた。
- 事務局からは国際司法裁判所への付託に係る手続き案が提示されたが、本理事会においてコンセンサスが得られず、最終的にEUから議論の継続が提案され、次回の理事会に向けて更なる議論を継続することとなった。

6. 主な議題(6) : その他個別国案件(ミャンマー、ウクライナ、ベラルーシ、バングラデシュ、ベネズエラ)

- 条約違反等の疑いで申立された個別国の事案について審査するもの。ミャンマー案件では、今後のフォローアップ行動が議論され、労使グループや米国、EU、日本等からミャンマーの状況を懸念する旨及びILOの活動を支援する旨の発言があり、決定事項は事務局の原案どおり採択された。
- ウクライナ案件ではロシアのウクライナ侵略が労働市場や政労使の活動、ILOの活動に与える影響について議論が行われた。ロシアからは決定事項案に対する修正案が提案されたが否決、事務局作成の原案が採択された